

1. 施設名 富田林市営住宅

2. 現在

担当課による直接管理

3. 初期

(1) 候補者 未定

(2) 指定期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

4. 選定方法及び理由

(1) 選定方法 公募による

(2) 上記の理由

「富田林市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例」第2条による。

【指定管理者による運営を希望する理由について】

市営住宅は入居者の日常生活の場として使用されているものであり、住宅のセーフティネットとして強い公的性格を持つ施設です。

指定管理者制度を導入することにより、経費縮減はもとより、市営住宅管理業務の一層の効率化や入居者サービスのさらなる向上も期待できることから、指定管理者の公募を行います。

指定管理者には、今までの賃貸住宅の経営能力、経験を活かし、自己の責任において主体的に遂行していただくとともに、入居者の高齢化や地域コミュニティの沈滞化、増加傾向にある入居者間の迷惑行為など市営住宅の現状や課題を十分に認識し、ハード面ソフト面の別なく、入居者が安心安全な居住生活を確保できる取り組みの実践を求めます。また、常に入居者の視点に立ち、特に高齢者や障がい者等入居者の生活弱者としての立場を十分に理解し、入居者や地域コミュニティ等に寄り添うことのできるサービスの提案を期待します。